

長崎県最低賃金が改定されました

- ガンバさんとランバさんの会話 -

ガンバ「あんたんとこの会社は最低賃金は、
守っとらすね？」

ランバ「去年上がったけん大丈夫やろ」

ガンバ「今年は13円上がって642円に
なったとばい！」

ランバ「そりゃ、確かめてみらんば！」

必ずチェック最低賃金！

使用者も 労働者も

1時間 642円
平成22年11月4日から

*平成22年11月3日までは、1時間629円です。

長崎県最低賃金は、「平成22年11月4日から1時間642円」に改正されました。

労働者に支払う賃金が最低賃金額以上かどうかを確認し、最低賃金法違反にならないようにしまし
ょう。(派遣労働者については、派遣先の事業場に適用されている最低賃金が適用されます。)

特定の産業には「特定(産業別)最低賃金」が適用されています。(長崎県は下記の3業種。)

最低賃金額以上かどうかの調べ方

計算例

時間給の場合

時間給 642円

日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 642円

月給の場合

年間所定労働日数 260日

月額 110,000円

所定労働時間は毎日8時間

で働いている場合

計算式に当てはめると、

$$\frac{\text{月給 } 110,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月}}{\text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日} \times 8 \text{ 時間}} = 634 \text{ 円 } 62 \text{ 銭} < 642 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

月額で計算する場合

精皆勤手当、通勤手当、家族手当

時間外、休日、深夜労働に対する賃金

賞与等、臨時の賃金

は、最低賃金の対象とはなりませんので除い
てください。

詳しくは、長崎労働局労働基準部賃金室(095-801-0033)

又は最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

長崎労働基準監督署	095(846)6353	島原労働基準監督署	0957(62)5145
長崎監督署五島駐在事務所	0959(72)2951	諫早労働基準監督署	0957(26)3310
佐世保労働基準監督署	0956(24)4161	対馬労働基準監督署	0920(52)0234
江迎労働基準監督署	0956(65)2141	対馬監督署壱岐駐在事務所	0920(47)0467

長崎県産業別最低賃金一覧

最低賃金件名	最低賃金額(1時間) 効力発生日	最低賃金の適用範囲等
<p>はん用機械器具、 生産用機械器具 製造業</p>	<p style="text-align: center;">760円</p> <p style="text-align: center;">平成22年1月3日</p>	<p>1 適用する使用者 長崎県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) はん用機械器具製造業(家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (2) 生産用機械器具製造業(農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く)、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は雑役の業務 ② 手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ③ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務 ④ 書類等の事業所内集配又は複写の業務</p>
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p>	<p style="text-align: center;">698円</p> <p style="text-align: center;">平成21年12月31日</p>	<p>1 適用する使用者 長崎県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業(光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (2) 電気機械器具製造業(電球・電気照明器具製造業、電池製造業、電気計測器製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。) (3) 情報通信機械器具製造業</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は雑役の業務 ② 手作業による包装、袋詰め又は箱詰め業務 ③ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務</p>
<p>船舶製造・修理業、 舶用機関製造業</p>	<p style="text-align: center;">774円</p> <p style="text-align: center;">平成21年12月30日</p>	<p>1 適用する使用者 長崎県の区域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者 (1) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業 (2) (1)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所</p> <p>2 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ① 清掃、片付け又は雑役の業務 ② 書類等の事業所内集配又は複写の業務</p>
<p>産業別最低賃金の適用に係る留意点</p>		<p>1 使用者について 産業別最低賃金が適用される産業には、管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粹持株会社が含まれる。</p> <p>2 労働者について 産業別最低賃金が適用されない労働者には、地域別最低賃金が適用される。</p>